

令和3年度第3回兵庫労働局公共調達監視委員会議事概要

令和3年度第3回公共調達監視委員会を令和3年12月21日（火）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 令和3年7月1日～令和3年9月30日

2 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和3年10月13日開催の公共調達監視委員会の活動状況については、対象案件104件のうち、抽出した審査案件20件について報告書としてまとめています。

3 公共調達審査会審議結果報告（公共調達審査会委員長）

令和3年11月17日に開催しました公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間が令和3年7月1日から同年9月30日間の契約締結案件13件全てを審議した結果、全案件について適正な処理であると判断しました。

4 抽出結果の報告（抽出担当委員）

抽出担当委員より、対象期間は令和3年7月1日から同年9月30日までの間の対象案件13件全てを審議の対象とする報告がなされた。

5 対象案件の審議

事務局より、一般競争入札案件11件のうち、7件までを公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って説明。

委員 競争入札案件通番1「神戸西労働基準監督署外壁改修等工事」について、低入札調査の中での説明において、適正性という言葉がでてきますが、具体的にどのようなことをチェックされ、適正だと判断されたのですか。

局 簡単に申し上げますと、下請け業者を叩いて値段を下げているかどうかの主目的です。また、事業者の話では、長年関係性のある事業所で過去に工事経験もあるので価格が低く抑えられましたということでした。

委員 なるほどわかりました。ところでどのような項目ですか。

局 項目は、今申しあげましたことも含めて、実際に工事にあたってはどのような方法で工事をするのか、どういう物を使用するのか等、具体的な工事内容に踏み込んで調査をして行くものです。

委員 わかりました。

委員長 競争入札案件通番6「令和3～7年度兵庫労働局の官用車賃貸借業務一式」について、結果的ではありますが、1者応札になったというのは少し意外ですね。これまでレンタカーにおける競争入札はいくつも経験したことを思えば。

局 はい。

一般に言うリース車両に当たるものなのですが、業者の反応はあまり良くなかったです。そのため、複数の事業者にも電話により声掛けをしたのですが、先ほど申しあげましたとおり、反応は良くなかったです。

委員長 落札率については良好な数字ですね。

局 はい。入札をする効果自体は得られているものと思います。

委員 競争入札案件通番2「西脇地方合同庁舎空調設備修繕工事」について、その他の審査案件として特記事項なしということでしたが、他の案件などでは「適正な履行」とかの記載がありますが、これは特段何も無いということでしょうか。

局 特記事項の有・無については、例えば工事であれば、落札率、応札者数等を基準に見させてもらっているのですが、本件は、落札率がわずかながら60%を上回っていましたので、線引きをし「特記事項なし」としました。

ただし、法的には、落札率60%かどうかはあまり関係がなく、大型工事のみ法定の基準があり、それ以外はございません。繰り返しになりますが、その中でも特に60%を上回っていたので、対象外（特記事項なし）としました。

委員 はい。わかりました。

事務局より、競争入札案件の残り 4 件と随意契約案件 2 件について、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って説明。

委員長 競争入札案件通番 10「神戸公共職業安定所外 18 施設における飛沫感染防止用パーティション購入契約」について、飛沫感染防止用パーティションはほとんど備わっていると理解していたのですが、未だ必要なのですか。

局 予算の都合上、一斉に全てを備えることが出来ませんでした。
そのため、まずは来客者の窓口等優先順位をつけながら行ってきました。その中でも最後に残ったものが本件となりまして、特に外部で実施の面接会等において使用するためのものです。

委員長 わかりました。

委員 競争入札案件通番 9「伊丹労働基準監督署外 12 施設における什器類購入契約」について、送料が全体の額の 20%となっており、少し高いように思われるが、これはどういうことですか。

局 はい。送料に加えて現地での組立や県内 16 箇所への納入先、納入時間帯の制限等もあり、それらの費用が含まれております。

具体的には、資料の仕様書をご覧ください。

例えば、13 番の収納庫では、現地での組立があり、納入時刻は 17 時 15 分以降などの制限があることから、事業者側の労務費等を考慮しております。

委員 わかりました。

委員長 競争入札案件通番 8「兵庫労働局外 10 施設における郵便料金計器購入契約」について、当該機器は恒常的に使え、安定した機器であると思うが、5 年という期間で更新しなくてはならないのか。

局 厚さ約 10mm までの郵便物を印刷しながらモーターで送り出すという動きのある機器のため、やはり老朽化は避けられません。また、同機器は現在、電話回線と接続しての使用ですが、今後はインターネット回

線との接続による使用となりますので、そのような新たな要件も加わっておりますので、その件もあり更新しました。

委員長 わかりました。

委員 随意契約案件通番1「神戸東労働基準監督署外10署におけるスキャナ一等購入契約」について、6月16日公布の法律で求められる要件を満たすには、7月中に資料のPDF化を終わらせる必要があります、随意契約としたとの説明があったが、それは期間的に仕方のないことなのか。また、機器のスペックを見るとかなり高いものとなっており、例えばA3対応で両面読取り等ですが、PDF化作業に必要な不可欠なスペックなのか。

局 はい。

期間的などころですが、6月に公布され7月中のPDF化作業ということで、いわゆる緊急対応として随意契約を選択しました。

また、スペックの件ですが、石綿関連資料のPDF化のため、当該資料というのが実は様々な大きさであり、枚数もかなり多く、会社から提出されたものや労働者の家族より提出されたもの、病院等から入手したもの等となりますので、能力的には高い機器が必要となりました。

委員 わかりました。

委員長 私も同じような質問しようと思っていたのですが、機器の調達先については他にも沢山の業者がいそうな感じはしますけれども、やはり煩雑な業務だということなのではないでしょうか、業者を限定した理由は。

局 そうですね。

スピード重視での対応できる業者が少なかったということです。

通常の場合ですと、見積合わせということになりますが、本件の場合、法律上の対応であり、金額以上に時間というところを考慮しました。

委員長 わかりました。

以上

6 審議結果（委員長）

本日、審議を行った案件について、特に不適切又は改善すべきと思われる点はなかったと思いますが、両委員ともご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、設置要綱第5条第4項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。

また、同要綱第5条第2項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告するとともに議事の概要を公表、ホームページへ掲載することとします。

7 閉会